

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県企業局会計規程（昭和42年静岡県事業部管理規程第9号）第186条の2の規定に基づき公告する。

令和7年2月14日

静岡県公営企業管理者  
企業局長 田中 伸弘

### 1 入札執行者

静岡県公営企業管理者 企業局長 田中 伸弘

### 2 調達内容

- (1) 入札番号 第3号
- (2) 購入物品及び概算予定数量 水道用硫酸アルミニウム 概算1,100 t
- (3) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (4) 納入期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 納入場所  
富士市中之郷2100番地 ふじさん工業用水道 富士川浄水場  
富士市厚原1111番地 ふじさん工業用水道 厚原浄水場
- (6) 入札方法 単価による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

### 3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「工業薬品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までに、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年集用第103号）による入札参加停止中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望するものは、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書に次の(1)及び(2)に掲げる書類を添付して令和7年2月14日(金)から令和7年3月3日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに6(3)の場所に提出しなければならない。

##### (1) 納入する物品について仕様に示す特質等を有することを示す書類

- ① カタログ
- ② 仕様書の表に示す規格項目及び厚生労働省令「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第1に掲げる項目について適合することを証明する計量事業所の分析結果書(最大注入率200mg/L、公告日から2年以内に採取した最新の試料によること)の写し、又は日本水道協会等の認証機関による上記最大注入率以上の品質認証を受けたことを証明する書類の写し
- ③ 調達物品を納入することを証明する書類(調達物品の納入実績)

##### (2) 水道用硫酸アルミニウムを各納入場所の合計で1日当たり100t以上、納入可能であること等の仕様書の要求する事項を履行することについての誓約書

#### 5 入札説明書の配布場所

##### (1) 配布期間

令和7年2月14日(金)から令和7年3月3日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

##### (2) 配布場所

静岡県企業局のWEBサイトからダウンロードすること。

(URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/koukoku/index.html>)

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札執行日時

令和7年3月26日(水)午前10時00分

##### (2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁西館10階企業局第1会議室

電話番号 054-221-2151(静岡県企業局経営課)

(3) 郵送（書留便に限る。電送による入札は認めない。）による場合の入札書の受領期限及びあて先  
受領期限 令和7年3月25日（火）午後5時必着のこと

あて先 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県企業局経営課

(4) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出する入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出する入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 再度入札の執行日時及び場所

開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては下記に定める日時において再度の入札を行う。

令和7年3月28日（金）午前10時00分

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁西館10階企業局第1会議室

郵送（書留便に限る。電送による入札は認めない。）による場合の入札書の受領期限及びあて先  
受領期限 令和7年3月27日（木）午後5時必着のこと

あて先 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県企業局経営課

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 照会窓口

静岡県企業局経営課（054-221-2151）

(3) この入札による契約は、当該調達に係る令和7年度静岡県工業用水道事業会計予算の成立を条件とする。

(4) この入札による契約日は、令和7年4月1日とする。

(5) 詳細は入札説明書による。